

技能検定合格証書の再交付申請について

(※合格証書の再交付は、合格された都道府県でのみ受けることができます。)

- 1 技能検定合格証書の再交付申請をする場合、次の書類を添えて申請してください。

※再交付を希望される本人が、黒のボールペンを使用し、直筆で記入してください。鉛筆・消せるペンで記入されたもの、コピー又はFAXで送られたもの、収入証紙のないものについては受理できませんので、ご了承下さい。

- (1) 紛失した場合

- ・技能検定合格証書再交付申請書（指定の様式のもの）
※「理由」欄に紛失理由、経緯等を記入してください。

- (2) 氏名を変更した場合

- ・技能検定合格証書再交付申請書（指定の様式のもの）
- ・氏名を変更したことを証する書面（戸籍抄本等の原本）
- ・旧氏名により交付された合格証書

- (3) 氏名、生年月日等を申請時に誤って記載し、訂正する場合

- ・技能検定合格証書再交付申請書（指定の様式のもの）
- ・免許証、保険証、戸籍抄本等ご本人の確認のできるもののコピー
- ・誤字で交付された合格証書

- (4) 損傷した場合

- ・技能検定合格証書再交付申請書（指定の様式のもの）
- ・損傷した合格証書

- 2 その他

- (1) 申請手数料

手数料として、2,000円分の「兵庫県収入証紙」を申請書の所定の位置に貼付してください。

「兵庫県収入証紙」は、兵庫県下の三井住友銀行、みなと銀行等の金融機関等で取り扱っています。

「兵庫県収入証紙」をご購入になれない場合にはこちらで購入いたしますので、**2,000円を現金書留**で送っていただきますよう、お願い致します。

- (2) 交付方法

① 県庁での手渡し交付

② 郵便交付（ただし、1級・単一等級・特級は620円、2級・3級、随時級・基礎級は460円分の切手が必要です。なお、簡易書留でお送りします。）

のいずれかを選択してください。

- (3) 記載についてのお問い合わせ、書類の提出先は次のとおりです。

〒650-8567

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県産業労働部政策労働局能力開発課 人材育成班 技能振興担当

電話 078-362-3369

【よくある質問】

Q 分からない項目があります

A 申請書の記載は分かる範囲で結構ですが、審査が通らないことがありますので、可能な限り書き込まれるようお願いします。

例：…交付を受けた年月日 昭和56年頃

Q 書き間違えてしまいました。

A 修正液等は使用しないでください。修正箇所を二重線で消し、申請者本人の印を押してください。

Q 交付時の住所から引っ越しをしたのですが、住所の欄はどうすればいいですか？

A 現住所を記載されるようお願いします。

Q 再交付までの期間はいつになりますか？

A 再交付にあたって審査がございますので、恐れ入りますが1週間から10日ほどの期間を頂いております。

場合によってはそれ以上かかることもありますが、ご了承下さい。

Q 収入証紙の代わりに収入印紙では駄目か？

A 収入印紙では受け入れができません。収入証紙または現金書留で2,000円をお送り下さい。

※ 再交付を希望される本人が、黒のボールペンを使用し、直筆で記入してください